

第6回 奈良中心市街地交通処理対策検討委員会

議 事 次 第

日時：平成21年10月21日（水）

10:00～12:00

場所：奈良国道事務所 4階会議室

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 議 事
 - 1) 「第5回委員会の概要」について
 - 2) 「奈良公園交通社会実験の実施」について
 - 3) 「平城遷都 1300 年祭の交通処理対策と 1300 年祭に向けた社会実験の実施」について
 - 4) その他
4. 閉 会

【配付資料】

- 座席表
- 委員名簿
- 設立趣旨

資料－1 第5回委員会議事録

資料－2 奈良公園交通社会実験の実施

資料－3 平城遷都 1300 年祭の交通処理対策と 1300 年祭に向けた社会実験の実施について

資料－4 奈良市における自転車通行環境整備モデル地区での取り組みについて

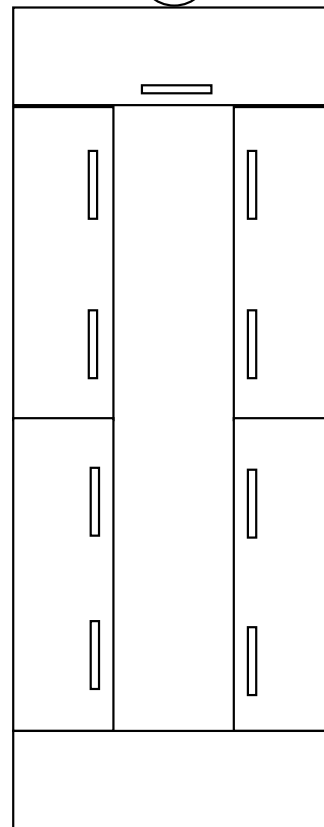
第6回 奈良中心市街地交通処理対策検討委員会

座席表

日時:平成21年10月21日(水)10時~12時

場所:奈良国道事務所 4階会議室

岐阜大学
倉内准教授



近畿地方整備局
奈良国道事務所長



奈良県
土木部長
(代理:次長)



奈良県土木部
まちづくり推進局長



奈良県地域振興部
文化観光局長
(代理:ならの魅力創造課長)



奈良県警察本部
交通部長
(代理:交通規制課長)



奈良警察署長
(代理:交通第一課長)



奈良市副市長
(代理:企画部長)



奈良市
観光協会長
(代理:専務理事)



奈良中心市街地交通処理対策検討委員会 委員名簿

H21. 10. 21現在

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委 員 長	飯田 恭敬	京都大学名誉教授
委 員	倉内 文孝	岐阜大学工学部准教授
	宮地 淳夫	国土交通省近畿地方整備局道路部長
	八尾 光洋	国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長
	川崎 茂信	奈良県土木部長
	仲谷 邦博	奈良県土木部まちづくり推進局長
	一柳 茂	奈良県地域振興部文化観光局長
	山口 次郎	奈良県警察本部交通部長
	森岡 秀	奈良警察署長
	福井 重忠	奈良市副市長
	谷井 勇夫	奈良市観光協会長

奈良中心市街地交通処理対策検討委員会

設 立 趣 旨

奈良県北部地域の奈良市・大和郡山市域は、古くは、いにしへの都「平城京」を擁し、世界遺産「古都奈良の文化財」をはじめとする重要な史跡・文化財が数多く点在する古都の歴史を彷彿とさせる地域である。そのため、この地を訪れる観光客は後を絶たず、観光交通は年々増加の一途をたどっている。

当地域では、現在、京奈和自動車道大和北道路が計画中であり、奈良県において都市計画及び環境影響評価の手続きを進めているところである。大和北道路の奈良市域については、奈良市中心部へのアクセス性を高めるため（仮称）奈良 I C の設置を計画しており、大和北道路の供用により奈良中心市街地の交通状況が大きく変化することが予想される。

これまで、春、秋の観光シーズン時には、国、奈良県、奈良市が連携して、パーク&ライドを実施するなど、関係機関が渋滞緩和策を検討し、施策を実施してきているが、今後は京奈和自動車道大和北道路など、計画中の道路が整備された場合についても考慮した上で、奈良中心市街地における交通処理のあり方等を検討し、交通処理計画の具体案を策定するため、委員会を設置するものである。

奈良中心市街地交通処理対策検討委員会規約（案）

（目的）

第1条 当委員会は、奈良中心市街地の交通特性の実態把握及び検証を行い、その結果をもとに、計画中の道路整備も考慮した上で、奈良中心市街地における交通処理のあり方等を検討し、交通処理計画の具体案を策定することを目的とする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項についての検討を実施する。

- (1) 現況の交通流動特性等の実態調査
- (2) 世界遺産地域など各地における交通処理計画の事例研究
- (3) 奈良中心市街地における交通処理計画の検討及び実証実験の実施等
- (4) 奈良中心市街地における交通処理のあり方の検討、交通処理計画（案）の策定等

（委員会の構成）

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を総括及び招集する。
- 3 委員会は、委員総数の過半数をもって成立するものとする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員の追加をすることができるものとする。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者を出席させることができるものとする。

（幹事会の構成）

第4条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の審議事項について予備的な審議を行い、委員会を補佐する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、幹事会を総括及び招集する。
- 5 幹事会は、幹事総数の過半数をもって成立するものとする。
- 6 幹事長が必要と認めるときは、幹事会の承認を得て、幹事の追加をすることができるものとする。
- 7 幹事長が必要と認めるときは、幹事会の承認を得て、幹事以外の者を出席させることができるものとする。

（事務局）

第5条 委員会及び幹事会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所調査課及び、奈良県土木部道路・交通環境課に置く。

（その他）

第6条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。幹事会も同様とする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則

（施行期日）

この規約は、平成18年12月26日から施行する。
平成19年12月26日一部改正する。
平成20年10月24日一部改正する。

(別表 1)

奈良中心市街地交通処理対策検討委員会委員構成

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	飯田 恭敬	京都大学名誉教授
委 員	倉内 文孝	岐阜大学工学部准教授
	宮地 淳夫	国土交通省近畿地方整備局道路部長
	八尾 光洋	国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長
	川崎 茂信	奈良県土木部長
	仲谷 邦博	奈良県土木部まちづくり推進局長
	一柳 茂	奈良県地域振興部文化観光局長
	山口 次郎	奈良県警察本部交通部長
	森岡 秀	奈良警察署長
	福井 重忠	奈良市副市長
	谷井 勇夫	奈良市観光協会長

(別表 2)

奈良中心市街地交通処理対策検討委員会幹事会幹事構成

	氏 名	所 属 ・ 役 職
幹事長	八尾 光洋	国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長
幹 事	池田 裕二	奈良県土木部道路建設課長
	林 功	奈良県土木部道路・交通環境課長
	福永 真一	奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課長
	水本 正之	奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課長
	村上 伸彦	奈良県地域振興部文化観光局ならの魅力創造課長
	丸田 博昭	奈良県警察本部交通部交通規制課長
	砥石 秀夫	奈良警察署交通第一課長
	吉本 國通	奈良市政策監（まちづくり担当）
	佐々木 繁	奈良市都市整備部長
	志保 篤治	奈良市観光経済部長
	吉本 賀勇	奈良市市民生活部長
	小島 重一	奈良市建設部長
	前原 武嗣	奈良市観光協会専務理事